

令和7年度

公益財団法人 加根又育英会奨学生募集要項

1 目的

心身健全、学力優秀な学生であって経済的理由により、修学困難な者に対し、学資金を貸与し将来社会に貢献する人材を育成することを目的とします。

2 出願資格

出願資格者は次の各号に掲げる要件を備える者としてします。

- (1) 令和7年4月に大学（短大・専修学校（専門課程）を含む）に進学を希望する者
- (2) 人物・学業ともにすぐれ、健康であり、学資金の負担が困難と認められる者
- (3) 日本国民であって保護者（親権を行う者又は後見人）が今治市に居住する者

3 募集人員

大学奨学生 4名程度採用予定

4 貸与月額

大学奨学生 50,000円

5 貸与期間

令和7年4月から進学する学校の正規の修業年限の終期まで

6 出願手続

- (1) 育英会の願書は在学する学校で交付を受けてください。
- (2) 別紙「奨学生願書の作成について」を参照にして奨学生願書に必要事項を記入し、
 - ・令和5年にかかる市町村が発行する世帯全員の課税証明書又は非課税証明書（勤務先の発行する源泉徴収票等は不可。収入が0の方、小児、学生の方等についても省略不可。）
 - ・世帯全員の住民票の写し（本籍地・続柄等の記載あるもの）を添付して学校へ提出してください。
- (3) その他参考となる書類を必要に応じ、添付してください。

7 提出期限

在学する学校長の指示に従ってください。

8 採用決定の時期

役員会の選考を経て、採用者を決定し、3月末日までに学校長を経て通知いたし

ます。

9 連帯保証人及び保証人

奨学生に採用されたとき及び貸与が終了したときには、次の要件を満たす連帯保証人と保証人が連署押印した書類の提出が必要となります。

(1) 連帯保証人

保護者又は保護者であった者

(2) 保証人

原則として、今治市内に居住し独立した生計を営む60歳未満の者

10 奨学金の返還

(1) 返還の義務

奨学金は卒業後必ず返還しなければならないが、この返還義務以外の付帯義務は一切なく、卒業後の就職、進学、その他についても制限はありません。

返還は、貸与が終了して6か月を経た後、月賦、半年賦、又は年賦等の方法により短大・専修学校・大学 10年以内、に貸与された奨学金の全額を返還しなければなりません。

(2) 返還猶予

奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を一定期間猶予することができます。

ア 大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき

イ 災害、傷痍疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき

(3) 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の全部又は一部の償還を免除することができます。

ア 死亡したとき

イ 心身障害その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき

11 その他

(1) 併給を認められていない奨学金制度及び当市で取り扱っている今治市奨学金、及び公益財団法人檜垣育英会、公益財団法人河野育英会との併給はできません。

ただし、日本学生支援機構など、一部の奨学金制度との併給は認めています。

(2) この募集要項についてのお問い合わせは、学校又は今治市教育委員会 教育大綱推進課 内 公益財団法人加根又育英会 (☎ 0898-36-1611) までお願いします。